# 平成 19 年度札幌市の給与・定員管理等について

1	総括		• • • • • •	1
2	職員の	)平均給与月額、初任給等の状況	•••••	3
3	一般行	<sub>丁政職の級別職員数等の状況</sub>	•••••	7
4	職員の	)手当の状況	•••••	9
5	特別矔	哉の報酬等の状況	•••••	13
6	職員数	女の状況	•••••	14
7	公営①	≧業職員の状況		
(1	)高速	<b>走電車事業</b>	•••••	17
(2	)軌道	<b>直事業</b>	•••••	22
(3	) 水道	<b>直事業</b>	•••••	27
(4	)病院	完事業	•••••	31
別	J紙 1	特殊勤務手当一覧(事務・技術)	•••••	36
別	J紙 2	特殊勤務手当一覧(技能労務職員)	•••••	42
別	紙 3	特殊勤務手当一覧(水道局)	• • • • • • •	45

# 札幌市の給与・定員管理等について

# 1 総括

## (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台 帳人口 (18 年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 17 年度の 人件費率
18 年度	1,874,410人	773,343,073 千円	2,567,267 千円	112,000,193 千円	14.5%	14.2%

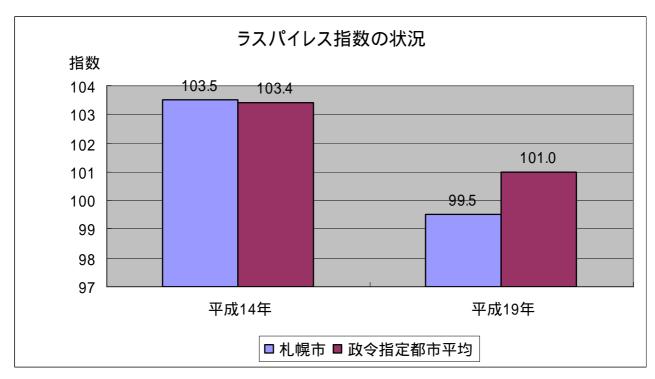
### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

	職員数		一人当た			
区分	<b>報貝奴</b> (A)	給料	期末・勤勉計(		計(B)	り給与費
		ポロイイ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	手当		(B/A)
10 年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
18 年度	11,549	47,531,065	11,358,690	19,991,719	82,057,436	7,105

(参考)
政令指定都市平均
一人当たり給与費
千円
7,118

- 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

## (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体(政令指定都市)のラスパイレス指数 を単純平均したものである
- 3 札幌市の地域手当補正後のラスパイレス指数も同じ99.5となっている。

## (4) 給与改定の状況

#### ア 月例給

		人事委員	会の勧告			(参考)	
区分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率	国の改定率	
	А	В	A-B	(改定率)			
19 年度	円	円	12 円	%	%	%	
19 牛皮	408,311	408,323	( 0.00%)	-	-	0.35	

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額を ラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### イ 特別給

			(参考)			
区分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数	国の年
	割合 A	支給月数 B	A-B	(改定月数)		支給月
19 年度	月	月	月	月	月	
19 牛皮	4.45	4.45	0.00	0	4.45	4.50

(参考)
国の年間
支給月数
月
4.50

<sup>(</sup>注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、

<sup>「</sup>公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

# (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

## ア 一般行政職

-	132 1 3 - 27 1-7				
	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
					(国ベース)
	札幌市	43.7 歳	347,434 円	454,809 円	398,350 円
	北海道	43.5 歳	321,798 円	391,497 円	371,135 円
	玉	40.7 歳	325,724 円	383,541 円	383,541 円
IE	<b>议令指定都市平均</b>	43.6 歳	358,726 円	484,315 円	425,089 円

#### イ 技能労務職

	札幌市							
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額			
				( A )	(国ベース)			
札幌市	48.7 歳	2,280人	350,022 円	426,979 円	403,770円			
うち用務員	48.2 歳	585 人	345,646 円	402,416 円	403,559 円			
うち学校給食員	49.1歳	358 人	343,513 円	375,936 円	385,003円			
うち清掃職員	46.2 歳	700 人	335,773 円	443,028 円	393,408 円			
うち自動車運転手	54.6 歳	127人	387,881 円	481,177 円	444,584 円			
北海道	46.3 歳	1,799人	307,413 円	349,077 円	343,944 円			
国	48.8歳	5,193人	287,094 円	320,514 円	320,514 円			
政令指定都市平均	45.2 歳	2,170人	329,827 円	420,459 円	387,295 円			

		参考		
区分	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A/B
	の類似職種		(B)	
札幌市	-	1	-	-
うち用務員	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.77
うち学校給食員	調理士	42.5 歳	248,200 円	1.51
うち清掃職員	廃棄物処理業 従業員	43.3 歳	299,800円	1.48
うち自動車運転手	自家用自動車 運転手	50.4 歳	257,500 円	1.87
北海道	-	-	-	-
围	-	-	-	-
政令指定都市平均	-	-	-	-

区分		参考				
		年収べ・	年収ベース(試算値)の比較			
		公務員(C)	民間(D)	C/D		
	札幌市	-	-	-		
	うち用務員	6,532,177円	3,284,300円	1.99		
	うち学校給食員	6,142,563円	3,469,500円	1.77		
	うち清掃職員	6,961,689円	4,192,600円	1.66		
	うち自動車運転手	7,734,710 円	3,386,400 円	2.28		

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 16 年~平成 18 年の 3 ヶ年分)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員 ( C )」及び「民間 ( D )」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ウ 教育職

	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
					(国ベース)
	札幌市	45.0 歳	337,381 円	443,618 円	417,988 円
	高等・各種学校	46.0歳	381,566 円	448,381 円	423,115 円
	幼稚園	40.7歳	339,228 円	382,832 円	369,179 円
	高専	50.9歳	489,760円	563,552 円	539,552 円
	その他	45.4 歳	415,377 円	535,902 円	473,532 円
北海	高等(特殊、各 種、専修)学校	42.0 歳	352,649 円	409,470 円	-
道	小、中学校	41.5 歳	347,478 円	404,616 円	-
政令 指定	高等(特殊、各 種、専修)学校	45.4 歳	411,746 円	509,989 円	-
都市 平均	小、中学校	41.6 歳	353,239 円	415,213円	-

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外 勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

# (2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区分	<del>}</del>	札幌市	北海道	围
一般行政職	大学卒	166,000 円	153,180 (170,200)円	181,200円
70又1」	高校卒	138,700 円	124,560 (138,400)円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	124,560 (138,400)円	•
1又形力 7为40	中学卒	-	-	•
教育職 (高校教諭)	大学卒	190,500円	171,450(190,500)円	-

北海道の括弧内数字は減額前の給料月額

# (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(19年4月1日現在)

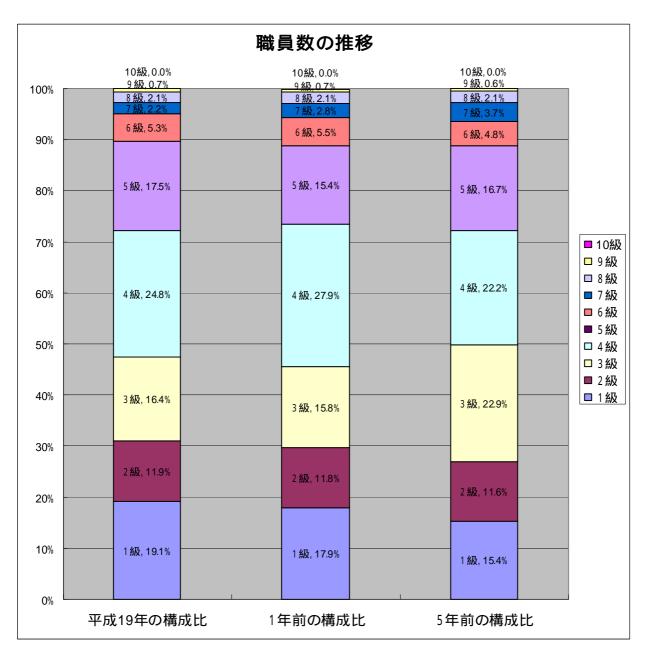
区分	<b>`</b>	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	264,405 円	337,726 円	381,542 円
D又1 J LX中以	高校卒	221,000 円	280,471 円	340,209 円
技能労務職	高校卒	218,078 円	267,320 円	331,381 円
1又形力 伤帆	中学卒	(該当職員なし)	246,450 円	336,100円
教育職	大学卒	297,632 円	338,917 円	382,858 円

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

# (1) 一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	1,163人	19.1%
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	726人	11.9%
3級	主任の職務	1,000人	16.4%
4 級	(1)係長の職務 (2)困難な業務を処理する主任の職務	1,511人	24.8%
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	1,069人	17.5%
6級	課長の職務	320 人	5.3%
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	137人	2.2%
8級	部長の職務	126人	2.1%
9級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	40 人	0.7%
10 級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局 長の職務	0人	0.0%

- 1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



19 年度からこれまでの1・2級を統合するなど級構成の見直しを行ったため、1年前及び5年前の1級の職員数についても、現在の級構成に従い、当時の1級と2級をあわせた職員数により記載している。

## (2) 昇給への勤務実績の反映状況

札幌市においては、平成8年から地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条の規定に基づき、 過去1年間の勤務における業績、その職務の遂行上見られた職員の能力及び意欲等を評価した人事評 価を行っている。

職員の昇給については、この人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

## 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当・勤勉手当

札幌市	北海道	国
1 人当たり平均支給額(18 年度)	1 人当たり平均支給額(18 年度)	
1,778 千円	千円	-
(18年度支給割合)	(18年度支給割合)	(18年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
3.0 月分 1.45 月分	- 月分 - 月分	3.0 月分 1.45 月分
(1.6)月分 (0.75)月分	- 月分 - 月分	(1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職段階別加算 5~20%	・役職段階別加算 %	・役職加算 5~20%
・管理職加算 12~25%	・管理職加算 %	・管理職加算 10~25%

<sup>()</sup>内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職の 12 月の勤勉手当については、その年の勤務成績に基づく4段階の成績区分に応じて支給する。

### (2) 退職手当(19年4月1日現在)

7	札幌市			国	
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	23.50月分	30.55月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50月分	41.34月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50月分	59.28月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算	措置	
定年前早期退職加算	2~20%		(定年前早期退	<b>限職加算</b> 2~2	0%)
経過措置により段階	雪的に引下げ中。				
1 人当たり平均支給額	2,986 千円	23,754 千円			

退職手当の1人当たり平均支給額は18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	)		1,555,457 千円
支給職員1人当たり平均	]支給年額(18年度決算)		135,682 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	11,401人	3%
東京都特別区	14%	19 人	14.5%

一般会計決算に基づく。

#### (22年度の制度完成時)

( 1,52 1, 1,5,52,5,1,1,0,0)		
支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率

を段階的に引き上げることとしていいる。

# (4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	1,020,547 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	190,223 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	47%
手当の種類 (手当数)	21
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等について	

一般会計決算に基づく。

# (5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	3,364,169 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	295 千円
支給実績(17年度決算)	3,804,276 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	324 千円

- 1 一般会計決算に基づく。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

# (6) その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18 年度決算)	支給職員 1 人当 たり平均支給年 額(18 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	異なる	(1)配偶者にかか る手当額 (国) 13,000円 (2)配偶者以外の 手当額 (国) 6,000円	1,655,907 千円	250,629円
管理職手当	課長職以上の職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	異なる	(1)支給対象者 (国) 課長補佐職以上 (2)支給割合 (国) 46,300円 ~139,300円	898,854 千円	1,088,201 円

マサムインノ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<b></b>	(1) T 1/ + // a + 1	4 004 ==4 T.	444 400 FB
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を、交通機関をしてその運賃例を開けることを常ります。 (1) 支給。 (1) 文通機関等の実期券等の実別が、定期券等の実別が、定期券等の実別が、定期券等の実別が、定期券等の実別が、できる。 (2) 交通用具使用者に	異なる	(1) 手当支給の対象となる通勤距離 (国) 片道 2km 以上 (2) 自動車等使用者に対する支給額 (国) 2,000 円~24,500円	1,261,571 千円	114,439円
	は使用距離に応じて 2,400円~24,900円の				
初任給調整 手当	範囲内で支給。 医師職給料表の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に対し、月額 159,100円を限度として支給。	同じ		38,902 千円	1,620,896円
住居手当	(1)自ら居住り受け、月額 11,000 円を超える家賃を対し、月額 11,000 円を支払っている。 員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。 (2)自らの所している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	異なる	(1) た受対(月えて(係る給(新かをもる員(係る給())めけす国額るい)の職要国築ら経の世)らら住い支にのでる)12,000を員のに対と過に帯ら宅に居宅る給でででででは質が、関して住ででいた対して住でのに対が、関して住でのに対が、関いてはが、してはでいたが、のに対が、のもないのでは、のは対が、のもないのでは、のは対が、のもないのでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のは、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、は、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のものでは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	1,494,590 千円	158,342 円

W + + 1	#175		T		
単身赴任手	勤務課所の異動等によ	同じ		2,508 千円	627,000円
当	り転居し、配偶者と別				
	居し単身で生活してい				
	る職員に対し支給。				
	・職員の住居と配偶者				
	の住居との間の交通距				
	離に応じて 23,000 円				
	~68,000 円を支給。				
休日勤務手	休日等に正規の勤務時	同じ		949,857 千円	83,168 円
当	間として勤務した職員				·
	に対し支給。				
	・支給額=1 時間あた				
	りの給与額				
	×135/100×勤務時間				
	数				
	正規の勤務時間とし	同じ		236,857 千円	151,540 円
	て、午後10時から翌日	1-3 0		250,057 [1]	131,340 []
=	の午前5時までの間に				
	勤務した職員に対し支				
	動物 ひた 職員に対し文   給。				
	・支給額 = 1 時間あた				
	リの給与額×25/100×				
	勤務時間数				
77 TO 11 1			-L- (A ->T		
管理職員特	臨時又は緊急の必要等	異なる	支給額	4,210 千円	263,125 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等 により、週休日又は休	異なる	(国)	4,210 千円	263,125 円
	臨時又は緊急の必要等 により、週休日又は休 日等に勤務した課長職	異なる	(国) 6,000 円~27,000	4,210 千円	263,125円
	臨時又は緊急の必要等 により、週休日又は休 日等に勤務した課長職 以上の職員に対し支	異なる	(国)	4,210 千円	263,125 円
	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。	異なる	(国) 6,000 円~27,000	4,210 千円	263,125 円
	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。・3時間以上の勤務一	異なる	(国) 6,000 円~27,000	4,210 千円	263,125 円
	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。	異なる	(国) 6,000 円~27,000	4,210 千円	263,125 円
	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。・3時間以上の勤務一	異なる	(国) 6,000 円~27,000	4,210 千円	263,125 円
	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~	異なる	(国) 6,000 円~27,000 円 支給額	4,210 千円	263,125 円
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国)		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。 北海道内に勤務する職員に対し支給。		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国)		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。 北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。 北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有 する世帯主である		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。北海道内に勤務する職員に対し支給。(1)扶養親族を有する世帯主である職員41,000円+灯油1,800		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有する世帯主である 職員		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。 北海道内に勤務する職員に対義の大きのである職員に対義のでは、8,000円+灯油1,800相当分		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有する世帯主である 職員 月額 17,800 円~		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。北海道内に勤務する職員に対し支給。(1)扶養親族を有する世帯主である職員41,000円+灯油1,800相当分(2)その他の世帯主で		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有 する世帯主である 職員 月額 17,800 円~ 26,380 円		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した課長は 以上の職員に対した課長 会。・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~ 18,000円を支給。 北海道内に勤務する職員に対養親族を有する世帯主である職員 41,000円+灯油1,800相当分 (2)その他の世帯主である職員		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有する世帯主である職員 月額 17,800 円~ 26,380 円 (2)その他の世帯		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した課長地以上の職員に対し支給。・3時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。北海道内に勤務する職員に対養親族を職員、1)扶養親族を職員、41,000円+灯油1,800相当分(2)その他の世帯主である職員、21,000円+灯油1,000		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有 する世帯主である 職員 月額 17,800 円~ 26,380 円 (2)その他の世帯 主である職員		
別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した課長の別人との職員に対した対した対した対した対しの動務一回につき、8,000円を支給。・3時間以上の勤務一一回につき、8,000円を支給。・3時間以上の勤務でも、18,000円を支給。(1)扶養である職員に対験をも、1,000円+灯油1,800相当分(2)その他の世帯主である職員21,000円+灯油1,000相当分(3)その他の職員		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有する職員 月額 17,800 円~ 26,380 円 (2)その他の世帯 主である職員 月額 10,200 円~		
別勤務手当	臨時又は別別の必要等により、週休日等に勤務した課長の必要等により、週休日課長の財産を対した対した対した対した対した対して、8,000円を支給。・3時間以上の勤務円では、18,000円を支給。・3時間以上の勤務のでは、100円を支給。・3時間以上の勤務のでは、100円を支給。・3時間以上の勤務のでは、100円を支給。・3時間以上の勤務のでは、1000円を支給。・3時間以上の動務を表表して、1000円を支給、1,000円・灯油 1,000相当分ののでは、100円・灯油 1,000相当分ののでは、100円・灯油 1,000相当分のでは、100円・灯油 1,000相当分のでは、100円・灯油 1,000相当分のでは、100円・灯油 1,000相当分のでは、100円・灯油 1,000相当分のでは、100円・灯油 1,000相当のでは、100円・灯油 1,000相当ののでは、100円・灯油 1,000相当ののでは、100円・灯油 1,000相		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有する職員 月額 17,800 円~ 26,380円 (2)その他の世帯 主である職員 月額 10,200 円~ 14,580 円		
別勤務手当	臨時より、週外の必要等により、週別体日に対したののとは、10年のののでは、10年のののでは、10年のののでは、10年のののでは、10年ののでは、10年ののでは、10年のでは、100年のでは、1000年ののでは、1000年ののでは、1000年のでは、100		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有 する職員 月額 17,800 円~ 26,380円 (2)その他の世帯 主である職員 月額 10,200 円~ 14,580円 (3)その他の職員 月額 7,360 円から		
別勤務手当	臨時した別の必要等により、週別休日等に動務した別ののとは、週別休日等に動務員に対した別とののののでは、8,000円では、8,000円を支援を対し、8,000円のでは、8,000円のでは、8,000円のでは、8,000円のでは、8,000円のでは、9		(国) 6,000 円~27,000 円 支給額 (国) (1)扶養親族を有 する世帯主である 職員 月額 17,800 円~ 26,380 円 (2)その他の世帯 主である職員 月額 10,200 円~ 14,580 円 (3)その他の職員		

一般会計決算に基づく。

# 5 特別職の報酬等の状況(19年4月1日現在)

	区分	給料月額等				
			(参考)政令指定都市	こおける最高/最低額		
給料	市長	1,280,000円	1,480,000円/	1,011,500円		
	副市長	1,030,000 円	1,190,000円/	891,000円		
	議長	1,040,000 円	1,260,000円/	778,000円		
報酬	副議長	950,000 円	1,120,000円/	700,000円		
	議員	860,000 円	1,020,000円/	648,000円		
	市長	(19年度支給割合)				
	副市長	3.3	85 月分			
期末手当	議長	(19年月	(支給割合)			
	副議長	3.3	3.35 月分			
	議員					
		(算定方式)	(1期の支給額)	(支給時期)		
退職手当	市長	給料月額×在職月数×58/100	35,635,200 円	任期ごと		
	副市長	給料月額×在職月数×46/100	22,742,400 円	任期ごと		
市長 地域手当 一十十二		(19年度支給割合)				
地域丁目	副市長	給料月	額の3%			
寒冷地手当	市長	(19年度	支給割合)			
冬々地丁ヨ	副市長	一般	職と同じ			

平成 16年 12月から平成 23年6月までの間、市長は50%、副市長は40%のカットを行っている。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

# (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

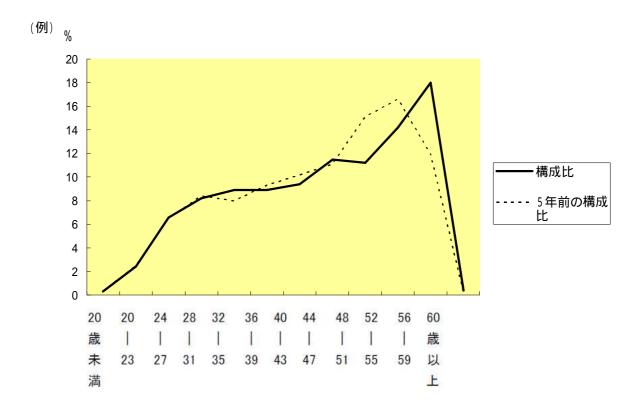
(各年4月1日現在)

(1)		X	分	職員		対前年	(ロデュバ・ロ	
部	門			平成18年	平成19年	増減数	主な増減理由	
		議	会	37	37	0	[増]	
		総	務	1,500	1,486	14	・生活保護世帯増加に伴う業務増	+13
		税	務	751	753	2	・除雪対策業務の増	+11
		民	生	1,779	1,802	23	・医療制度改革に伴う業務増	+8
	<u>—</u>	衛	生	1,674	1,632	42	[ 減 ]	
	般行	労	働	14	12	2	・ノルディック組織委員会派遣の減	25
	政部	農林	水産	48	48	0	・市民会館閉館に伴う減	19
普通	門	商	エ	94	92	2	・道路パトロール体制の見直し	10
会		土	木	1,375	1,358	17	・電算システム開発終了に伴う減	6
会計部門							・し尿処理場の民間委託化	6
門		ŧ	; <del> </del>	7,272	7,220	52	<参考>	
			1	7,272	7,220	02	人口100,000人当たり職員数	385 人
							[ 減 ]	
	教	育音	17 門	2,402	2,268	134	・学校給食調理業務の委託拡大	43
							・学校業務員の見直し	16
	消	防音	17 門	1,848	1,849	1		
	,	J۱	計	11,522	11,337	185	<参考>	
							人口100,000人当たり職員数	605 人
		病	院	1,021	1,018	3	[増]	
公		水	道	717	691	26	・下水道業務の増	+9
公営企業等会		交	通	848	758	90	[ 減 ]	
業等	下	水	道	567	560	7	・地下鉄駅業務の委託化	87
	そ	<del>.</del>	他	586	583	3	・下水道資源公社派遣の減	10
計部							・中央卸売市場再整備終了に伴う減	7
門	1	Jv	計	3,739	3,610	129		
^	1			15,261	14,947	314	<参考>	
合		言	T	[ 14,985 ]	[ 14,800 ]	[ 185 ]	人口100,000人当たり職員数	797 人

<sup>(</sup>注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

<sup>2 [ ]</sup>内は、条例定数の合計である。

# (2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



(単位:人)

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		ł	ł	ì	≀ .	1	ł	ı	≀	1	ì		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	48	361	990	1,224	1,325	1,327	1,408	1,713	1,673	2,122	2,689	67	14,947

#### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### ア 平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
15,596 人	14,746 人	850	5.5%

#### (参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画	数値目標	
始 期	<b>奴但日</b> 保	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	850人の純減

#### イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	区分	17年	18年	19年	17年~19年	(参考)
部門		計画始期	1年目	2年目	計	数値目標
一般行政	職員数	7,427	7,272	7,220		
<b>列又1J</b>	増 減		155	52	207	
教育	職員数	2,448	2,402	2,268		
秋 月	増 減		46	134	180	
消防	職員数	1,848	1,848	1,849		
) H BJ	増 減		0	1	1	
公営企業	職員数	3,873	3,739	3,610		
等会計	増 減		134	129	263	
計	職員数	15,596	15,261	14,947		
ri I	増 減		335	314	649	850

- (注)1
- 1 計画期間は、17年~22年の5年間である。 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

# 7 公営企業職員の状況

# (1) 高速電車事業

## ア 職員給与費の状況

#### ・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)17年度の 総費用に占める 職員給与費比率
				(5//1)	111元
18 年度	47,888,226 千円	341,568 千円	7,558,629千円	15.8%	18.0%

	職員数		一人当たり			
区分	(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	ハヨたり   給与費(B/A)
18 年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
10 牛皮	747	3,194,680	1,702,181	1,338,765	6,235,626	8,348

(参考)政令指定 都市一人当たり 給与費 千円 7,485

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	45.6 歳	386,565 円	695,630 円
政令指定都市平均	41.4 歳	370,118 円	617,051 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ウ 職員の手当の状況

#### (ア)期末手当・勤勉手当

高速電車事業	市長部局			
1人当たり平均支給額(18年度) 1,792千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,778千円			
(18年度支給割合)	(18年度支給割合)			
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当			
3.0 月分 1.45 月分	3.0 月分 1.45 月分			
(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職段階別加算 5~20%	・役職段階別加算 5~20%			
・管理職加算 12~25%	・管理職加算 12~25%			

<sup>()</sup>内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当(19年4月1日現在)

	高速電車事業		市長部局			
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年	
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28月分	59.28 月分	最高限度額	59.28月分	59.28 月分	
その他の加算措	置		その他の加算措施	置		
定年前早期退	職加算 2~20	)%	定年前早期退職加算 2~20%			
経過措置に	より段階的に引	下げ中。	経過措置に	より段階的に引下げ	`中。	
1人当たり平均	支給額 21,	718 千円	1人当たり平均3	支給額 2,986 千円	23,754千円	

退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

#### (ウ)地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	)	105,464 千円			
支給職員1人当たり平均	]支給年額(18年度決算)		130,042 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)		
札幌市内	3%	811 人	3%		

#### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

(注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度 から支給率を段階的に引き上げることとしていいる。

#### (工)特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年	86,848 千円			
支給職員1人当7	157,334 円			
職員全体に占める	る手当支給職員の割合	合 (18年度)		68.7%
手当の種類(手	当数)			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給	対象業務	左記職員に対する支 給単価
		始業時刻又は終業	詩刻が午前6時前	280 円
) 変則勤務手当	│ │  駅務員等	又は午後9時以降の	勤務	560 円
交别到加丁马	例仍为只分	始業時刻が午前6	時以前、かつ、終	
		業時刻が午後9時以	降の勤務	
	駅務員、高速電車	中休勤務(正規の	中休勤務時間を	中休時間4時間15
	乗務員、運輸関係	勤務において勤務	含む勤務時間が	分超:1,800円
	係員、技術関係係	時間ではない時間	深夜(午前1時~	中休時間4時間15
	員	(中休)により勤	午前5時)の全部	分以下:1,600円
		務が分断され、始	を含む場合	
		業と終業の間が長	上記以外	中休時間4時間15
		時間となる勤務)		分超:1,600 円
				中休時間4時間15
				分以下:1,400円

七人氏の戊=咄	正規の勤務時間による 24 時間勤務( 24	2 000 TI
指令所の係長職	時間の中に休憩時間含む)	2,000円

# (オ)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	882,150 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	1,282 千円
支給実績(17年度決算)	959,837 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	1,221 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

# (カ)その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (18 年度決算)	支給職員1人当た リ 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ 「		167,912 千円	277,310円
管理職手当	係長職以上の職員に対し支給。 (1)係長職 給料月額×18% (2)課長職 給料月額×20% (3)部長職 給料月額×23% (4)局長職 給料月額×25%	異なる	支給高速) 新展し 事 等 長 会 は と は と は と は と は と と と と と と と と と と	64,407 千円	961,295円
通勤手当	通勤のため、1 km 以上のため、2 km 以関を入るできるできるできるできるでは、1) では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	同じ		90,865 千円	115,739円

住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700円を支給。	同じ		101,474 千円	145,344 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に 勤務した職員に対し支 給。 ・支給額=1時間あた りの給与額×25/100× 勤務時間数	同じ		65,579 千円	135,610 円
管理職員特 別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき 6,000円~18,000円を支給	異なる	支給 者 (高速電事長 (高速である) (高速である) (高速では、100でである) (100でである) (100でである) (100でである) (100でである) (100でである)	216 千円	9,000円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000円+灯油1,800相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000円+灯油1,000相当分 (3)その他の職員 17,600円+灯油600相当分 経過措置により段階的に引下げ中。	同じ		175,723 千円	238,430 円

## エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### (ア)平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成 17 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
854 人	606 人	248 人	29.0%

#### (参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画	<b>粉荷只</b> 捶	
始 期 終 期		数値目標
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	248 人の純減

# (イ)定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 6(3)イを参照

# (2) 軌道事業

# ア 職員給与費の状況

#### ・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収 支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)17 年度の 総費用に占める 職員給与費比率
18 年度	1,270,390 千円	4,568 千円	668,149 千円	52.6%	54.4%

	職員数		幺	給与費		
区分	webx (A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	一人当たり   給与費(B/A) 
18 年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
10 牛皮	71	305,287	151,288	129,450	586,025	8,254

(参考)政令指定 都市一人当たり 給与費 千円 7,485

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

# イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	47.1 歳	391,122 円	687,823 円
政令指定都市平均	41.4 歳	370,118円	617,051 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

# ウ 職員の手当の状況

## (ア)期末手当・勤勉手当

軌道事業	市長部局
1 人当たり平均支給額(18 年度) 1,823 千円	1 人当たり平均支給額(18 年度) 1,778 千円
(18年度支給割合)	(16年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
3.0 月分 1.45 月分	3.0月分 1.45月分
(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職段階別加算 5~20%	・役職段階別加算 5~20%
・管理職加算 12~25%	・管理職加算 12~25%

<sup>()</sup>内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当(19年4月1日現在)

	軌道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年	
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置			その他の加算措	置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退	職加算 2~20%		
経過措置により段階的に引下げ中。			経過措置により段階的に引下げ中。			
1人当たり平均	支給額 -		1人当たり平均	支給額 2,986 千円	23,754千円	

平成 16 年度以降 自己都合及び定年による退職手当の支給実績はない。

#### (ウ)地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決	算)		9,816 千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(18年度決算)		138,254 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内	3%	71 人	3%

#### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

<sup>(</sup>注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度 から支給率を段階的に引き上げることとしていいる。

## (工)特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年	3,447 千円				
支給職員1人当	70,116 円				
職員全体に占め	69.2%				
手当の種類(手	2				
   手当の名称	左記職員に対する				
ナヨの日柳	主な支給対象職員	エる又称	主な支給対象業務		
		始業時刻又は終業	美時刻が午前 6 時前	280 円	
		又は午後9時以降の	)勤務	560 円	
			始業時刻が午前6時以前、かつ、終業		
		時刻が午後9時以降			
		中休勤務(正規の	中休勤務時間を含	中休時間 4 時間	
	路面電車運転手、 変則勤務手当 運輸関係係員、技 術関係係員	勤務において勤務	む勤務時間が深夜	15 分超:1,800 円	
赤印勃双工业		時間ではない時間	(午前1時~午前5	中休時間 4 時間	
変則勤務于自		(中休)により勤	時)の全部を含む	15 分以下:1,600	
		務が分断され、始	場合	円	
		業と終業の間が長	上記以外	中休時間 4 時間	
		時間となる勤務)		15 分超:1,600 円	
				中休時間 4 時間	
				15 分以下:1,400	
				円	

	路面電車運転手、		
除雪手当	運輸関係係員、技	除雪業務	230 円
	術関係係員		

## (才)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	80,744 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	1,228 千円
支給実績(17年度決算)	87,001 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	1,192 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

## (カ)その他の手当(19年4月1日現在)

(75) ( 07)	于		カロノー ナレガンド	T	
手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (18 年度決算)	支給職員 1 人当た リ 平均支給年額 (18 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に 対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳~22歳の子 がいる場合、1人につ き6,000円を加算。	同じ		18,133 千円	299,716円
管理職手当	係長職以上の職員に対し支給。 (1)係長職 給料月額×18% (2)課長職 給料月額×20% (3)部長職 給料月額×23% (4)局長職 給料月額×25%	異なる	支給対象者 (軌道事業) 係長職に対し給料月額 ×18%を支給。	3,778 千円	944,621 円
通勤手当	通勤のため、1 km 以上を 利力を、交通に 利力でで 利力でで を使用して を使用して を使用して が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	同じ		6,249 千円	89,385円

住居手当	(1)自ら居住するため の住宅を借り受け、月 額 11,000 円を超える 家賃を支払っている職 員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る 住宅に居住している職 員に対し、月額 9,700 円を支給。	同じ		9,564 千円	145,834 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に 勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1時間あたりの給与額×25/100× 勤務時間数	同じ		2,336 千円	49,012円
管理職員特 別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3時間以上の勤務一回につき、6,000円~18,000円を支給。	異なる	支給対象 者 (軌道事 業) 係して 6,000 円 ~ 9,000 円を支給。	支給なし	支給なし
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000円+灯油1,800相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000円+灯油1,000相当分 (3)その他の職員 17,600円+灯油600相当分 経過措置により段階的に引下げ中。	同じ		17,219 千円	242,523 円

#### エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

## (ア)平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成 17 年 4 月 1 日職員数	月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日 純減数 職員数		純減率
83 人	72 人	11人	13.3%

#### (参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画	数値目標	
始 期	終期	女胆口1示
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	11 人の純減

(イ)定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 6(3)イを参照

# (3) 水道事業

# ア 職員給与費の状況

#### ・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める (参考)17年度の 職員給与費比率 総費用に占める職員	
				(B/A)	給与費比率
18 年度	41,655,522 千円	1,333,252 千円	8,816,754 千円	21.2%	19.5%

豆八	職員数		給与費			
区分	( A )	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)
10 午亩	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	684	3,024,600	1,064,986	1,275,819	5,365,405	7,844

(参考)政令指定都市 一人当たり給与費 千円 7,688

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

# イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	47.1 歳	395,273 円	651,943 円
政令指定都市平均	44.7 歳	400,940 円	635,046 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ウ 職員の手当の状況

## (ア)期末手当・勤勉手当

水道事業	市長部局		
1人当たり平均支給額(18年度) 1,838千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,778千円		
(18年度支給割合)	(18年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
3.0 月分 1.45 月分	3.0 月分 1.45 月分		
(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職段階別加算 5~20%	・役職段階別加算 5~20%		
・管理職加算 12~25%	・管理職加算 12~25%		

()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### (イ)退職手当(19年4月1日現在)

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	42.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	42.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職	加算 2~20%	
経過措置により段階的に引下げ中。			経過措置によ	り段階的に引下げる	<b></b>
1人当たり平均	1 人当たり平均支給額 25,101 千円			給額 2,986 千円	23,754 千円

退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

#### (ウ)地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決	算)		96,187 千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(18年度決算)		138,399 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度(支	
札幌市内	3%	695 人	3%

#### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度 から支給率を段階的に引き上げることとしていいる。

#### (工)特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	16,219 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	49,461 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	47.2%
手当の種類 (手当数)	6
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙3	

#### (オ)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	446,658 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	643 千円
支給実績(17年度決算)	533,942 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	742 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

# (カ)その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (18 年度決算)	支給職員1人当た リ平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		136,357 千円	263,535 円
管理職手当	課長職以上の職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	同じ		38,144 千円	1,191,997円
通勤手当	通勤のため、1km以上を利力を、 1km以上を が 2 通機を を で その で で で で で で で で で で が で で が で で が で で が で で が で	同じ		75,705 千円	118,397円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000円を限度に支給。(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700円を支給。	同じ		93,512 千円	150,948円

	I		ı		
夜間勤務手	正規の勤務時間とし	同じ		9,275 千円	225,768 円
当	て、午後 10 時から翌日				
	の午前5時までの間に				
	勤務した職員に対し支				
	給。				
	・支給額=1 時間あた				
	リの給与額×25/100×				
	勤務時間数				
管理職員特	臨時又は緊急の必要等	同じ		42 千円	14,000円
別勤務手当	により、週休日又は休				
	日等に勤務した課長職				
	以上の職員に対し支				
	給。				
	・3 時間以上の勤務一				
	回につき、8,000 円~				
	18,000 円を支給。				
寒冷地手当	北海道内に勤務する職	同じ		155,672 千円	227,924 円
	員に対し支給。				
	(1)扶養親族を有する				
	世帯主である職員				
	41,000 円+灯油 1,800				
	相当分				
	(2)その他の世帯主で				
	ある職員				
	21,000 円+灯油 1,000				
	相当分				
	(3)その他の職員				
	17,600円+灯油600 相				
	当分				
	経過措置により段階				
	的に引下げ中。				

# エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

## (ア)平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成 17 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
742 人	692 人	50 人	6.7%

## (参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画	数値目標		
始 期 終 期		数ile口信	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	50 人の純減	

# (イ) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 6(3)イを参照

# (4) 病院事業

# ア 職員給与費の状況

#### ・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)17 年度の 総費用に占める 職員給与費比率
18 年度	21,168,447 千円	806,430 千円	9,980,236千円	47.1%	46.3%

	職員数	給与費				
区分	webx (A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	一人当たり   給与費(B/A)
18 年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
10 牛皮	1,036	3,903,146	1,910,801	1,655,805	7,469,752	7,210

(参考)政令指定 都市一人当たり 給与費 千円 7,647

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

# イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市病院局 ( 医師 )	46.1 歳	581,113 円	1,216,189円
札幌市病院局(看護師)	36.1 歳	284,579 円	492,602 円
札幌市病院局(事務職)	41.2 歳	354,803 円	617,434 円
政令指定都市平均(医師)	44.5 歳	549,674 円	1,195,997 円
政令指定都市平均(看護師)	36.3 歳	310,240 円	520,283 円
政令指定都市平均(事務職)	42.8 歳	403,320 円	663,952 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

# ウ 職員の手当の状況

#### (ア)期末手当・勤勉手当

病院事業	市長部局		
1人当たり平均支給額(18年度) 1,598千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,778千円		
(18年度支給割合)	(18年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
3.0 月分 1.45 月分	3.0 月分 1.45 月分		
(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職段階別加算 5~20%	・役職段階別加算 5~20%		
・管理職加算 12~25%	・管理職加算 12~25%		

<sup>()</sup>内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### (イ)退職手当(19年4月1日現在)

	病院事業			市長部局	
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50月分	41.34月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28 月分	59.28月分	最高限度額	59.28 月分	59.28月分
その他の加算措施	置		その他の加算措置		
定年前早期退	職加算 4~20	%	定年前早期退職	<b>敞加算</b> 2~20%	
経過措置に	より段階的に引て	「げ中。	経過措置によ	より段階的に引下げ	<b></b> 中。
1人当たり平均3	支給額 5,828 千円	23,104千円	1人当たり平均支	<b>給額</b> 2,986 千円	23,754千円

退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

#### (ウ)地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	)	184,268		
支給職員1人当たり平均	]支給年額(18年度決算)	182,57		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
札幌市内(医師)	11%	116人	11%	
札幌市内(医師以外)	3%	893 人	3%	

#### (制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内(医師)	15%	15%
札幌市内(医師以外)	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

(注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度 から支給率を段階的に引き上げることとしていいる。 札幌市の制度では、札幌市内(医師)は平成 23 年度、東京都 特別区は平成 22 年度に制度完成予定

#### (工)特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	225,206 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	302,628 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	73.7%
手当の種類 (手当数)	9
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙4	

## (オ)時間外勤務手当

,	
支給実績(18年度決算)	440,552 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	530 千円
支給実績(17年度決算)	461,350 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	548 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

# (カ)その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	字当(19年4月1日現在     内容及び支給単価	/ 一般行政 職の制度 との異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (18 年度決算)	支給職員1人当た リ 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に 対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳~22歳の子 がいる場合、1人につ き6,000円を加算。	同じ	なるい合	77,966 千円	233,605円
管理職手当	課長職以上の職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	同じ		172,586 千円	1,361,623円
通勤手当	通勤の 1 km 機関を 2 km 内型 2 km 機関を 2 km 内型 2 km 内	同じ		94,562 千円	136,996 円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000円を限度に支給。(2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700円を支給。	同じ		154,834 千円	198,527 円

当 て、午後 10 時から翌日 の午前 5 時までの間に動物した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額×25/100×動務時間数 管理職員特により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。・3 時間以上の動務一回につき、8,000 円~18,000 円を支給。・3 時間以上の動務の回とでき、8,000 円~18,000 円を支給。(1)扶養親族を有する世帯主である職員41,000 円+灯油 1,800 相当分(2)その他の世帯主である職員21,000 円+灯油 1,000 相当分(3)その他の職員17,600 円+灯油 600 相当分(3)その他の職員17,600 円+灯油 600 相当分経過措置により段階的に引下げ中。 初任給調整 企業職給料表(医師職)同じ 195,005 千円 1,694,470 円の適用を受ける職員のうち、採用による欠員				Г		
の午前 5 時までの間に 動務した職員に対し支 絵。 ・支給額 = 1 時間あた りの給与額×25/100× 動務時間数 管理職員特 により、週休日又は休 日等に勤務した課長職 以上の職員に対し支 給。 ・3 時間以上の勤務一 回につき、8,000 円~ 18,000 円を支給。 (1) 扶養親族を有する 世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2) その他の世帯主で ある職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600 円+灯油 600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 企業職給料表(医師職) 手当		正規の勤務時間とし	同じ		90,081 千円	158,663 円
	当	て、午後 10 時から翌日				
絵。 ・支給額 = 1 時間あた リの給与額×25/100× 動務時間数 臨時又は緊急の必要等 により、週休日又は休日等に勤務した課長職 以上の職員に対し支 給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円~ 18,000 円を支給。 (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2) その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分 ※過措置により段階的に引下げ中。 初任給調整 企業職給料表(医師職) 手当 の適用を受ける職員のうち、採用による欠員		の午前5時までの間に				
・支給額 = 1 時間あた けの		勤務した職員に対し支				
管理職員特別 臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 3 時間以上の職員に対し支給。 3 時間以上の勤務一回につき、8,000円~18,000円を支給。 171,073 千円 168,711円 員に対し支給。 (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 41,000円+灯油 1,800 相当分 (2) その他の世帯主である職員 21,000円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600円+灯油 1,000 相当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 70 面別を受ける職員の うち、採用による欠員 同じ 195,005 千円 1,694,470 円 0 面別を受ける職員の うち、採用による欠員		给。				
管理職員特 臨時又は緊急の必要等 により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円~ 18,000 円を支給。 第冷地手当 北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2) その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600 円+灯油 1,000 市場 20 を 2 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 4 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5		・支給額=1 時間あた				
管理職員特   臨時又は緊急の必要等   により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・ 3 時間以上の勤務一回につき、8,000円~ 18,000円を支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000円+灯油 1,800相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000円+灯油 1,000相当分 (3)その他の職員 17,600円+灯油 600相当分 (3)その他の職員 17,600円+灯油 600相当分 経過措置により段階的に引下げ中。		リの給与額×25/100×				
別勤務手当 により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。		勤務時間数				
日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円~ 18,000 円を支給。  寒冷地手当 北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分 経過措置により段階的に引下げ中。 初任給調整企業職給料表(医師職)のうち、採用による欠員 同じ 195,005 千円 1,694,470 円	管理職員特	臨時又は緊急の必要等	同じ		44,954 千円	535,167円
以上の職員に対し支 給。 ・3 時間以上の勤務一 回につき、8,000 円~ 18,000 円を支給。 寒冷地手当	別勤務手当	により、週休日又は休				
総。 ・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円~ 18,000 円を支給。  寒冷地手当 北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2) その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600 円+灯油600 相当分 経過措置により段階的に引下げ中。  初任給調整 企業職給料表(医師職) 同じ の適用を受ける職員のうち、採用による欠員		日等に勤務した課長職				
・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円~ 18,000 円を支給。		以上の職員に対し支				
回につき、8,000 円~ 18,000 円を支給。		給。				
18,000 円を支給。		・3 時間以上の勤務一				
寒冷地手当 北海道内に勤務する職 同じ		回につき、8,000円~				
員に対し支給。 (1) 扶養親族を有する 世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2) その他の世帯主で ある職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600 円+灯油 600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 企業職給料表(医師職) の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		18,000 円を支給。				
(1) 扶養親族を有する 世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2) その他の世帯主で ある職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600 円+灯油 600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 手当 の適用を受ける職員の うち、採用による欠員	寒冷地手当	北海道内に勤務する職	同じ		171,073 千円	168,711 円
世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2)その他の世帯主で ある職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 企業職給料表(医師職) 可適用を受ける職員の うち、採用による欠員		員に対し支給。				
41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2) その他の世帯主で ある職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600 円+灯油 600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 企業職給料表(医師職) の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		(1)扶養親族を有する				
相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 企業職給料表(医師職) 同じ 195,005 千円 1,694,470 円 手当 の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		世帯主である職員				
(2) その他の世帯主で ある職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600 円+灯油 600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 手当 の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		41,000 円+灯油 1,800				
ある職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 企業職給料表(医師職) 手当 の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		相当分				
21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 企業職給料表(医師職) 可適用を受ける職員の うち、採用による欠員		(2)その他の世帯主で				
相当分 (3)その他の職員 17,600円+灯油600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 手当 企業職給料表(医師職) の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		ある職員				
相当分 (3)その他の職員 17,600円+灯油600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 手当 企業職給料表(医師職) の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		21,000 円+灯油 1,000				
17,600円+灯油600 相 当分 経過措置により段階 的に引下げ中。 初任給調整 手当 企業職給料表(医師職) の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		相当分				
当分       経過措置により段階       195,005 千円       1,694,470 円         初任給調整       企業職給料表(医師職)       同じ       195,005 千円       1,694,470 円         手当       の適用を受ける職員の うち、採用による欠員       うち、採用による欠員       195,005 千円       1,694,470 円		(3)その他の職員				
経過措置により段階 的に引下げ中。 初 任 給 調 整 企業職給料表(医師職) 同じ 195,005 千円 1,694,470 円 手当 の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		17,600円+灯油600 相				
初任給調整       企業職給料表(医師職)       同じ       195,005 千円       1,694,470 円         手当       の適用を受ける職員の うち、採用による欠員       こりち、採用による欠員       195,005 千円       1,694,470 円		当分				
初 任 給 調 整 企業職給料表(医師職) 同じ 195,005 千円 1,694,470 円 手当 の適用を受ける職員の うち、採用による欠員		経過措置により段階				
手当     の適用を受ける職員の       うち、採用による欠員		的に引下げ中。				
手当     の適用を受ける職員の       うち、採用による欠員	初任給調整	企業職給料表(医師職)	同じ		195,005 千円	1,694,470円
うち、採用による欠員	手当	, ,				
の補充が困難であると		うち、採用による欠員				
		の補充が困難であると				
認められる職に採用さ		認められる職に採用さ				
れた職員に対し、月額						
216,000 円を限度とし		216,000 円を限度とし				
て支給。		て支給。				

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務	/	/	59,714 千円	279,584 円
	1回につき支給。		/		
	(1) 医師又は歯科医師		/		
	20,000 円		/		
	(2) 薬剤師、看護師、		/ /		
	准看護師、衛生検		/ /		
	查技師、臨床検査		/ /		
	技師、診療エック				
	ス線技師及び診療				
	放射線技師 5,900				
	円。ただし、勤務				
	時間が 5 時間以下				
	の宿日直勤務の場				
	合は、その勤務 1				
	回につき 2,950 円				

# エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

# (ア)平成 18年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成 18 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
1,019人	1,001人	18 人	1.8%

#### (参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	女 但 口 1示
平成 18 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	18 人の純減

# (イ)定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 6(3)イを参照

# (別紙1)

## 札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成 19 年 4 月 1 日現在

_	,			平成	19年4月1日現
番号	種類	支給対象者	Ξ	手当額	摘要
			単	金額	
			位		
1	特定危険	(1) 地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇	1日	240 円	
	作業手当	所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定			
		するものに従事した職員			
		(2) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状	1日	240 円	
		況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水			
		中で行うものに限る。)に従事した者			
		(3) みどりの推進部、管理部又は区土木部に所属する職員	1日	220 円	
		のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕そ			
		の他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、み			
		どりの推進部長、管理部長又は建設局土木部長が指定す			
		るものに従事した者			
		(4) 昇降機の検査業務に従事した職員	1日	200 円	
2	動物取扱	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防	1日	280 円	
	業務手当	法(昭和 25 年法律第 247 号)に規定する狂犬病予防員(以			
		下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、			
		抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者			
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、	1日	260 円	
		動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業			
		に従事した者			
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、	1日	230 円	
		動物の飼育作業に従事した者			
3	清掃等作	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を	1日	300 円	
	業手当	行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水			
		の処理作業に従事した者			
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、クリーンセ	1日	300 円	
		ンターの機器若しくは設備の維持管理作業又はし尿の			
		下水道への投入作業に従事した者			
		(3) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若し	1日	300円	
		くは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した			
		者			
4	下水処理	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器	1日	290 円	
	等作業手	若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業(水質の			
	当	検査に関する作業を除く。)に従事した者		<del>.</del>	
		(2) 下水道施設部に所属する職員のうち、排水設備工事の	1日	170 円	
		検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査			
		又はこれらに準ずる業務として下水道施設部長が指定			
_	4+ T4 4+ 40	するものに従事した者	4 🗆	44 000 55	~
5	特殊施設	(1) 平岸霊園又は火葬場に勤務する職員	1月	14,000円	第1号、第2
	等勤務手 	(2) 墓地(平岸霊園を除く。)に勤務する職員	1月	10,500円	号、第6号、
	当	(3) 動物管理センターに所属する狂犬病予防員(健康衛生	1月	15,900円	第7号及び第
		部長が指定する者に限る。)			10 号から第 14

		(4) 動物祭四书》,为 上纸层才之灯光序之阶号(前只上组	<b>1</b>	40 500 III	ロまでに担ぼ
		(4) 動物管理センターに所属する狂犬病予防員(前号に掲	1月	10,500 🗖	号までに掲げる 職員のう
		げる者を除く。)	4 🗆	7 000 FD	
		(5) 動物管理センターに所属する職員(狂犬病予防員を除	1月	7,000円	ち、係長及び
			4 🗆	47. 500 FD	これに相当する際以上の際
		(6) 清掃事務所、施設清掃事務所、環境事業部車両管理事	1月	17,500円	る職以上の職
		務所、処理場管理事務所又は清掃工場に所属する職員			にある者につ いては、1月に
		(次号に掲げる者を除く。)			
		(7) 環境事業部車両管理事務所又は清掃工場に所属する	1月	14,000円	つき 17,500円
		事務職員			を超えない範囲の変化が変
		(8) 円山動物園飼育課に所属する職員	1月	7,000円	囲内で当該施
		(9) 円山動物園管理課に所属する職員	1月	3,500円	設又は業務を
		(10) 下水処理場に勤務する職員のうち、下水処理作業(水	1月	17,500円	所管する部の
		質の検査に関する作業を除く。)を本務とする者			長が定める額
		(11) 下水処理場に勤務する職員(前号に掲げる者を除き、	1月	14,000円	とし、第8号
		処理施設課に所属する職員のうち、下水処理場において			及び第9号に
		重金属等の試験検査の業務に従事する者を含む。)			掲げる職員の
		(12) 下水管理センターに所属する職員	1月	10,500円	うち、係長及
		(13) 事業廃棄物課に所属する職員のうち、廃棄物に関す	1月	10,500円	びこれに相当
		る施設の指導監督の業務に従事する者として環境事業			する職以上の
		部長が指定する者			職にある者に
		(14) 環境事業部施設管理課に所属する職員のうち、廃棄	1月	14,000円	ついては、1月
		物に関する施設の検査業務に従事する者として環境事			につき 7,000
		業部長が指定する者			円を超えない
					範囲内で円山
					動物園長が定
					める額とす
					る。
6	感染症予	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す	1日	290 円	
	防等作業	る法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症予防法」			
	手当	という。)第 15 条第 1 項、第 17 条第 2 項、第 27 条第 2			
		項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は			
		第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事			
		した職員			
		(2) 保健管理課に所属する職員のうち、感染症予防法第 21	1日	280 円	
		条又は第 47 条の規定に基づく移送の作業に従事した者			
		(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1	1日	290 円	
		項若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の			
		補助の作業、同法第 58 条第 4 項の規定に基づく作業又は			
		これらに準ずる作業で農務部長が指定するものに従事し			
		た職員			
		(4) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保	1月	1,700円	
		健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の			
		者			
7	有害物取	(1) 保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検	1日	270 円	
	扱業務手	査又は試験検査として保健所長又は衛生研究所長が指定			
	当	するものに従事した者			
		(2) 環境事業部又は下水道施設部に所属する職員のうち、	1月	1,900円	
		水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者			
	+h h+ hh H7	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する	1日	280 円	
8	放射線取				

接着称手 当	5
選事した職員	5
9 消防業務 (1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。 第 3 号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した 消防更負(次号、第 3 号及び第 5 号に掲げる者を除く。) ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊 1回 140円長又は現場指揮者の業務に従事した者 1回 130円急救命土の資格を有する者ウル 1回 110円した者 工 上記以外の者 1回 110円 110円 (2) 前号に掲げる出動をした消防更員 ア 救急救命土の資格を有する者 1回 110円 110円ウ 自動車の運転業務に従事した者 1回 10円ウ 110円ウ 自動車の運転業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) 1回 50円ウ 自動車の運転業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) 1回 50円ウ 自動車の運転業務に従事した者 1回 30円ウ 1回 1回 10円ウ 1回 10円 1回 10円ウ 1回 10円 10円 1回 10円 1回 10円 1回 10円 10円 1回 10円 1回 10円 10円 1回 10円 10円 1回 10円 1回 10円 10円 10円 1回 10円 10円 1円 1円 10円 10円 1円 1円 10円 10円 10円	5
第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した 消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。) ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊 1回 140円 長又は現場指揮者の業務に従事した者 イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救 1回 130円 急救命士の資格を有する者 ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事 1回 120円 した者 工 上記以外の者 1回 110円 (2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が 指定する者又は救急業務を要する事故の現場に指令を 受けて出動した消防吏員 ア 救急救命士の資格を有する者 1回 130円 付 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) 1回 50円 ウ 自動車の運転業務に従事した者 エ 上記以外の者 1回 30円 (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を 受けて出動した消防吏員 ア 自動車の運転業務に従事した者 1回 30円 (4) 火災、現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した者 工 上記以外の者 1回 30円 (5) へリコブターに搭乗した者 1回 40円 イ 上記以外の者 1回 40円 ・クの業務に従事した者 1回 40円 ・クの業務に従事した者の他の災害等の出動指 1回 100円 ・令の業務に従事した消防吏員 100円 ・クの業務に従事した消防吏員 50円に搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 事予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 集 1 した職員	5
消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)  ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊 1回 140円 長又は現場指揮者の業務に従事した者  イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救 1回 130円 急救命土の資格を有する者 ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事 1回 120円 した者 エ 上記以外の者 (2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者又は救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員 ア 救急救命土の資格を有する者 1回 130円 50円 自動車の運転業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) 1回 50円 自動車の運転業務に従事した者 1回 40円 エ 上記以外の者 1回 30円 30円 (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した者 1回 50円 イ 上記以外の者 1回 30円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 40円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 40円 今の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコブターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200円 乗 1 した職員 特 時	
ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊 1回 140円 長又は現場指揮者の業務に従事した者  イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救 1回 130円 急救命士の資格を有する者 ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事 1回 120円 した者 エ 上記以外の者 1回 110円 110円 110円 120円 した者 1 回 100円 120円 120円 120円 120円 120円 120円 120円	
長又は現場指揮者の業務に従事した者  イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救 1回 130円 急救命士の資格を有する者 ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事 1回 120円 した者 エ 上記以外の者 1回 110円 110円 110円 (2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者又は救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員 ア 救急救命士の資格を有する者 1回 130円 1回 50円 ウ 自動車の運転業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) 1回 50円 ウ 自動車の運転業務に従事した者 1回 40円 エ 上記以外の者 1回 30円 (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員ア 自動車の運転業務に従事した者 1回 50円 イ 上記以外の者 1回 50円 イ 上記以外の者 1回 100円 令の業務に従事した消防吏員 100円 40円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 100円 令の業務に従事した消防吏員 100円 第 100円 100円	
イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救 1 回 130 円 急救命士の資格を有する者 1 回 120 円 した者 1 回 110 円 110 円 した者 1 回 110 円	\
急救命士の資格を有する者 ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事 1回 120円 した者 エ 上記以外の者 (2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者又は救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員 ア 救急救命士の資格を有する者 1回 130円 50円 50円 5回動車の運転業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) 1回 50円 5回動車の運転業務に従事した者 1回 40円 40円 エ 上記以外の者 1回 30円 30円 (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員ア自動車の運転業務に従事した者 1回 50円 イ 上記以外の者 1回 40円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 100円 令の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコブターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200円 東予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員	۸
ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事 1回 120円 した者  エ 上記以外の者 (2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者又は救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員 ア 救急救命士の資格を有する者 イ 回 130円 1 回 50円 1 回 50円 1 回 40円 1 回 30円 1 回 40円 1	)
した者	<sub>D</sub>
工 上記以外の者	Ę
(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が 指定する者又は救急業務を要する事故の現場に指令を 受けて出動した消防吏員  ア 救急救命士の資格を有する者	
指定する者又は救急業務を要する事故の現場に指令を 受けて出動した消防吏員  ア 救急救命士の資格を有する者  1 回 130 円  イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) 1 回 50 円  ウ 自動車の運転業務に従事した者  1 回 40 円  エ 上記以外の者  (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を 受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者 又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員  ア 自動車の運転業務に従事した者  1 回 50 円  イ 上記以外の者  1 回 40 円  (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1 回 40 円  (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1 回 100 円 令の業務に従事した消防吏員  (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員	
受けて出動した消防吏員     ア 救急救命士の資格を有する者     イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) 1回 50円 ウ 自動車の運転業務に従事した者 1回 40円 エ 上記以外の者 1回 30円 (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を 受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者 又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員 ア 自動車の運転業務に従事した者 1回 50円 イ 上記以外の者 1回 40円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 40円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 100円 令の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200円 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員	}
ア 救急救命士の資格を有する者       1回       130 円         イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)       1回       50 円         ウ 自動車の運転業務に従事した者       1回       40 円         エ 上記以外の者       1回       30 円         (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員       1回       50 円         イ 上記以外の者       1回       40 円         (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員       1回       100 円         (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事乗りた       搭       1,200 円         害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事集り       時	
イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)       1回       50 円         ウ 自動車の運転業務に従事した者       1回       40 円         エ 上記以外の者       1回       30 円         (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員       1回       50 円         ア 自動車の運転業務に従事した者       1回       50 円         イ 上記以外の者       1回       40 円         (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指       1回       100 円         令の業務に従事した消防吏員       (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭       1,200 円         害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事       乗 1         した職員       時	
ウ 自動車の運転業務に従事した者       1回       40 円         エ 上記以外の者       1回       30 円         (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員       1回       50 円         ア 自動車の運転業務に従事した者       1回       40 円         イ 上記以外の者       1回       40 円         (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員       1回       100 円         (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災搭       1,200 円         害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事長り       乗1       1         した職員       時	
エ 上記以外の者 (3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を 受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者 又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員 ア 自動車の運転業務に従事した者 1回 50円 イ 上記以外の者 1回 40円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 100円 令の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200円 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員 時	
(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員ア自動車の運転業務に従事した者 1回 50円イ上記以外の者 1回 40円(4)火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 100円令の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200円 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員 時	
受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者 又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員 ア 自動車の運転業務に従事した者 1回 50円 イ 上記以外の者 1回 40円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 100円 令の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200円 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員 時	
又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員  ア 自動車の運転業務に従事した者  1 回 50 円 イ 上記以外の者 1 回 40 円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1 回 100 円 令の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200 円 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員 時	
事した消防吏員 ア 自動車の運転業務に従事した者 1回 50円 イ 上記以外の者 1回 40円 (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1回 100円 令の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200円 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員 時	
ア 自動車の運転業務に従事した者       1回       50 円         イ 上記以外の者       1回       40 円         (4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指       1回       100 円         令の業務に従事した消防吏員       1,200 円         (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災       搭       1,200 円         害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事       乗 1         した職員       時	
イ 上記以外の者1回40円(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指1回100円令の業務に従事した消防吏員(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災搭1,200円害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事乗1した職員	
(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指 1 回 100 円 令の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200 円 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員 時	
令の業務に従事した消防吏員 (5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200 円 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員 時	
(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災 搭 1,200 円 害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員 時	
害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事 乗 1 した職員 時	
した職員	
19	
(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成 7 1 日 2,600 円	
年法律第 78 号)第 2 条に規定するサリン等(以下「サリ	
ン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下これ)	
らを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検	
知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入さ	
れている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発	
散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防	
吏員	
(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行 1日 250円	
う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防	
吏員	
(8) 正規の勤務時間による午前8時45分から翌日の午前8 1回 1,100円	
時 55 分までの継続する勤務に従事した消防吏員	
10 ヘリコプ (1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏	
ター従事員	

40			464 1	
者手当	ア 飛行時間 3,000 時間以上の経験を有する者	1月	101,000 円	
	│ │ イ 飛行時間 2,000 時間以上 3,000 時間未満の経験を有す	1 🖯	91,000円	
	3 飛打時間 2,000 時間以上 3,000 時間未凋の経験を有りる者	' /3	∂1,000 □	
	ウ 飛行時間 1,000 時間以上 2,000 時間未満の経験を有す	1月	78,000円	
	る者		·	
	エ 飛行時間 1,000 時間未満の経験を有する者	1月	49,000円	
	(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏			
	員			
	ア 1等航空整備士の資格を有する者	1月	47,000円	
	イ 2 等航空整備士の資格を有する者	1月	37,000円	
	ウ 上記以外の者	1月	11,000円	
11 賦課徴収	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険若し	1日	300円	
等業務手	くは介護保険の保険料、土地区画整理事業清算金、下水			
当	道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の			
	納付督励(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員			
	(2) 勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に	1日	140 円	
	係る下水道使用料の算定業務若しくは下水道使用料の			
	算定のための地下揚水の検針業務で管理部長が指定す			
	るものに従事した職員又は勤務場所以外の場所におい			
	て市税、国民健康保険若しくは介護保険の保険料若しく			
	は下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための			
	戸別調査の業務に従事した職員			
	(3) 滞納整理課に所属する職員(税政部長が指定する者に	1月	4,000円	
	限る。)又は諸税課、税務部、保険年金課若しくは下水			
	道財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険若			
	しくは介護保険の保険料又は下水道事業受益者負担金			
	に関する業務を主たる職務とする者			
12 福祉業務	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、	1日	390 円	
等手当	あかしあ学園、発達医療センター、豊成養護学校又は北			
	翔養護学校に所属する職員のうち、知的障害児若しくは			
	知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業			
	務に従事した者			
	(2) 身体障害者福祉センター又は知的障害者更生相談所	1日	310円	
	に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指			
	導、訓練又は相談の業務に従事した者			
	(3) 保育園又は区保育・子育て支援センターに所属する職	1日	200 円	
	員のうち、児童の保育業務に従事した者			
	(4) 子育て支援課、区保育・子育て支援センター、児童療	1日	180 円	
	育課又は健康・子ども課に所属する職員のうち、地域子			
	育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援			
	部長、児童福祉総合センター所長又は区保健福祉部長が			
		1	1	
	指定するものに従事した者			
		1日	310 円	
	指定するものに従事した者	1日	310円	
	指定するものに従事した者 (5) 児童療育課(はるにれ学園、かしわ学園及び整肢園を	1日	310 円	
	指定するものに従事した者 (5) 児童療育課(はるにれ学園、かしわ学園及び整肢園を除く。)又は相談判定課に所属する職員のうち、児童、	1日	310円	

		る職員のうち、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 15			
		条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての			
		業務若しくは来庁者等の指導若しくは相談の業務に従			
		事した者			
		(6) 保健福祉局保健福祉部、保健所又は区保健福祉部に所	1日	310円	
		属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又			
		は医療社会事業の業務に従事した者			
		(7) 保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又	1日	310 円	
		はサービス利用に関する相談の業務に従事した者			
13	夜間特殊				
	業務手当	ら翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。)の全部			
		又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務			
		条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条			
		件条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務			
		時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者			
		アーその勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,440円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1回	860 円	
		おける勤務時間が2時間以上のとき。			
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1回	540 円	
		おける勤務時間が2時間未満のとき。			
		(2) 保健所又は中央卸売市場に所属する職員のうち、正規	1回	280 円	
		の勤務時間による勤務で、その始業時刻が午前6時前で			
		あるものに従事した者			
		(3) 高等学校に所属する職員(学校教育部長が指定する者	1回	280 円	
		に限る。)のうち、正規の勤務時間による勤務で、その			
		終業時刻が午後9時後であるものに従事した者			
14	夜間診療				
	等業務手				
	当	勤務として看護等の業務に従事した者 			
		(1) その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1 回	6,800円	
		(2) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1 回	3,300円	
		おける勤務時間が4時間以上のとき。			
		(3) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1 回	2,900円	
		おける勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。			
		(4) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1回	2,000円	
		おける勤務時間が2時間未満のとき。			
15	変則勤務	日曜日及び土曜日のすべてが勤務条件条例第3条第1項			
	手当	及び第 4 条の規定による週休日である職員以外の職員のう			
		ち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日曜日にか			
		けて正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		(1) 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に	1回	400円	
		3 時間以上勤務した場合			
		   (2) 日曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの間に	1 回	800円	
		3時間以上勤務した場合			
		(3) 土曜日から日曜日にかけて14時間25分以上勤務した	1 🗇	800円	
		場合			
16	教員特殊	高等専門学校に所属する教員及び助手のうち、勤務条件	1日	1,200円	
	業務手当	条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日(以	"	.,_0013	
L	~~~~ <del>_</del>	William o who is well as a way while or o with H ( &			

		下「週休日」という。)、給与条例第8条に規定する休日等			
		(以下「休日等」という。)又は勤務条件条例第 5 条に規定			
		する半日勤務時間のみが割り振られている日若しくはこれ			
		に相当する日に、学校の管理下において行われる部活動(正			
		規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)に			
		おける学生に対する指導業務(心身に著しい負担を与える			
		ものとして教育長が指定するものに限る。)に従事した者			
17	発掘調査	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査	1日	270 円	
	業務手当	業務に従事した者			
18	取締交渉	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場	1日	130 円	
	等業務手	所において計量器及び計量の検査業務に従事した者			
	当	(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換	1月	2,400円	
		地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として			
		当該業務を所管する部の長が指定する者			
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の	1月	2,400円	
		業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管す			
		る部の長が指定する者			
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のうち、	1月	1,400円	
		違反建築の取締業務を主たる職務とする者			
		(5) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 71 条第 4 項及び第	1月	1,400円	
		5 項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の			
		場所で行われるものを主たる職務とする職員として管			
		理部長が指定する者			
19	災害緊急	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第	1日	4,000円	第 1 号に掲げ
	援助等業	93 号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に			る職員のう
	務手当	従事した消防吏員			ち、心身に著
		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害	1日	800 円	しい負担を与
		応急対策 ( 異常な自然現象、大規模な事故等により重大			えるものとし
		な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又			て警防部長が
		はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の			指定する国際
		防止のための措置をいう。) のため本市以外の地方公共			緊急援助活動
		団体に派遣され、当該対策に係る業務に従事した職員			に従事した者
					については、1
					日につき
					4,000 円に
					2,000 円を超
					えない範囲内
					で警防部長が
					定める額を加
					算した額とす
					る。
			l .		

# (別紙2)

# 札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成19年4月1日現在

番号	種類	支給対象者			19年4月1日現在 摘要
田与	作主大只	文和刘承自			间女
	11		単位	金額	
1	特定危険作 業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な 箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指 定するものに従事した職員	1日	240円	
		(2) みどりの推進部、管理部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長、管理部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者	1日	220円	
2	動物取扱業 務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業 に従事した者	1日	230円	
3	清掃等作業 手当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業 に従事した者	1日	400円	
		(2) 施設清掃事務所に所属する職員のうち、公衆便所の 清掃作業又は公衆便所清掃車の運転業務に従事した者	1日	230円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、ごみのならし作業に従事した者	1日	390円	
		(4) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理 を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排 水の処理作業に従事した者	1日	300円	
		(5) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、クリーンセンターの機器若しくは設備の維持管理作業又はし尿の下水道への投入作業に従事した者	1日	300円	
		(6) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の 管理作業(誘導作業を除く。)に従事した者	1日	170円	
		(7) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若 しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事し た者	1日	300円	
4	下水処理等 作業手当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管 又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に 従事した者	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者	1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者	1日	290円	
5	斎場等業務 手当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若し くは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した 者	1日	290円	
6	特殊施設等	(1) 火葬場に勤務する職員	1月	17,500円	
	勤務手当	(2) 墓地に勤務する職員	1月	14,000円	
		(3) 動物管理センターに所属する職員	1月	10,500円	
		(4) 清掃事務所、施設清掃事務所、環境事業部車両管理 事務所、処理場管理事務所又は清掃工場に所属する職	1月	17,500円	
		員		1	

	(5) 田山動物国名玄領にの皇子で贈り	1 D	7 0000	
	(5) 円山動物園飼育課に所属する職員	1月	7,000円	
	(6) 円山動物園管理課に所属する職員	1月	3,500円	
	(7) 下水管理センター又は下水処理場に勤務する職員	1月	17,500円	
	(8) 事業廃棄物課に所属する職員のうち、環境事業部長 が指定する者	1月	10,500円	
7 感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1日	290円	
	(2) 保健管理課に所属する職員のうち、感染症予防法第 21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した 者	1日	280円	
8 放射線取扱業務手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業 務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従 事した職員	1日	100円	
9 整備作業手	環境事業部車両管理事務所、雪対策室車両管理事務所 又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業 に従事した者	1日	210円	
10 福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に所属する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	1日	390円	
	(2) 保育園に所属する用務員又は調理員のうち、児童の 保育業務の介助業務に従事した者	1日	90円	
11   夜間特殊業   務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者			
	ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,340円	
	イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深 夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	650円	
	ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深 夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	520円	
	(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は 一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した 者			
	ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,130円	
	イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深 夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	730円	
	ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深 夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	410円	
	(3) 高等学校に所属する職員(学校教育部長が指定する者に限る。)のうち、正規の勤務時間による勤務で、その終業時刻が午後9時後であるものに従事した者	1回	280円	
2 変則勤務手当	日曜日及び土曜日のすべてが勤務条件条例第3条第1項 及び第4条の規定の例による週休日である職員以外の職 員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日 曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事した者			
	ア 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に 3時間以上勤務した場合	1回	400円	
	イ 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に 3時間以上勤務した場合	1回	800円	
	ウ 土曜日から日曜日にかけて14時間25分以上勤務し た場合	1回	800円	

13	災害緊急援	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害	1日	800円	
	助等業務手	応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大			
	当	な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又			
		はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防			
		止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体			
		に派遣され、当該対策に係る業務に従事した職員			

# (別紙3)

# 水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成19年4月1日現在

番	種類	支給対象者		当額
号			単位	金額
1	危険作業手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者	1月	1,700円
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業 務に従事した者	1日	220円
		(3) 落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水 管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に附帯する給 水装置のしゆん工検査に従事した職員	1回	100円
2	徴収等業務手 当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事 費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」 という。)の収納事務に従事した職員	1日	200円
		(2) 水道料金等の納付督励事務に従事した職員のうち総務 部長が指定する者	1日	200円
3	施設等維持特 別手当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行 う作業に従事した職員	1日	220円
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者	1日	220円
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈殿池等の排でい作業に従事した者	1日	400円
		(4) 藻岩浄水場、白川浄水場、定山渓浄水場及び配水セン ターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業 に従事した者		
		ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以 下同じ。)の全部に勤務した場合	1回	1,300円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分 までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	650円
		ウ 午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以 上勤務した場合	1回	400円
		(5) 定山渓浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1 人で維持管理作業に従事した者		
		ア 深夜の全部に勤務した場合	1回	420円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分 までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	210円
		(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後 8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。) において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	1回	1,300円

4	緊急出動手当	休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。)		
		ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウ の場合を除く。)	1回	1,200円
		イ 11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(工の場合を除く。)	1回	1,500円
		ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等 の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるもの に従事した場合	1回	1,500円
		エ 11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処 理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜である ものに従事した場合	1回	1,800円
5	変則勤務手当	日曜日及び土曜日のすべてが勤務時間等規程第3条第1項及び第7条第1項の規定に基づく週休日である職員以外の職員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事した者		
		ア 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時 間以上勤務した場合	1回	400円
		イ 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時 間以上勤務した場合	1回	800円
		ウ 土曜日の午後4時45分から日曜日の午前9時15分まで の間に3時間以上勤務した場合	1回	800円
6	災害緊急援助 等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員		800円

# (別紙4)

# 病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成19年4月1日現在

	1壬 坐五	士/人社会士	_		年4月1日現在
番号	種類	支給対象者		手当額	摘要
			単	金額	
	T (+ /27 ÷1		位	0 F00 F	
1	死体解剖	死体の解剖の補助の業務に従事した職員(医師を除く。) 	1日	2,500円	
	補助手当				
2	感染症予	看護師等(看護師、准看護師及びこれらに準ずると管理	1日	290 円	
	防等作業	者が認める職員をいう。以下同じ。)及び看護補助員のうち、			
	手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			
		(平成 10 年法律第 114 号)に規定する感染症又は管理者が			
		指定する感染性の疾患にり患した者の看護等の業務として			
		管理者が指定するものに従事した者			
3	有害物取	細菌検査又は試験検査として管理者が指定するものに従事	1日	270 円	
	扱業務手	した職員			
	当				
4	放射線取	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する	1日	280 円	
	扱業務手	業務に従事した職員			
	当	(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する	1日	100円	
		業務の介助業務として管理者が指定するものに従事した			
		職員			
5	夜間特殊	放射線部、検査部又は薬剤部に所属する職員のうち、深			
	業務手当	夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同			
		じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務			
		に従事した者			
		(1) その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1 📵	1,440円	
		(2) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1 回	860 円	
		おける勤務時間が2時間以上のとき。			
			1 🗇	540 円	
		おける勤務時間が2時間未満のとき。			
6	夜間診療	(1) 救命救急センターに所属する医師のうち、深夜の全部			
	等業務手	   又は一部において、正規の勤務時間による勤務として診			
	当	   療等の業務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時	1 回	7,000円	
		間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時		, , , , ,	
		間が4時間以上のとき。			
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1 回	6,000円	
		おける勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。			
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1 回	4,000円	
		おける勤務時間が2時間未満のとき。			
		(2) 病棟、手術室又は透析室に勤務する看護師等のうち、			
		深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤			
		務として看護等の業務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1 回	6,800円	
		アーての劉扬时间が沐仪の王部を召むとさ。		0,000円	

		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に おける勤務時間が4時間以上のとき。	1 回	3,300円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1 🗇	2,900円	
		おける勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。		_,,,,,,	
		エーその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜に	1 🗇	2,000円	
		おける勤務時間が2時間未満のとき。	' -	2,000   3	
		(3) 医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、そ	1 回	5,000円	
		の勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科の部長の	-	0,00013	
		要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者			
		(4) 看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び	1 🗇	1,240円	
		容態が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同		,_,,	
		じ。) に対処するために自宅等に待機することを依頼さ			
		れた者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期			
		間中」という。) に、当該救急患者に対処するための呼			
		出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れ			
		る直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を			
		受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従			
		事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中			
		において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上			
		従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合			
		算した時間とする。) が 1 時間以上である者			
7	変則勤務	日曜日及び土曜日のすべてが札幌市病院企業職員の勤務			
	手当	時間、休暇等に関する規程(平成 18年病院局規程第 17号)			
		第3条第1項及び第7条第1項の規定による週休日である			
		職員以外の職員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土			
		曜日から日曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事			
		した者			
		(1) 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に	1 回	400 円	
		3 時間以上勤務した場合			
		(2) 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に	1 回	800円	
		3 時間以上勤務した場合			
		(3) 土曜日から日曜日にかけて14時間25分以上勤務した	1 回	800円	
		場合			
8	精神病棟	(1) 静療院の小児特殊病棟又はのぞみ学園に勤務する看	1月	41,400円	
	看護等業	護師等および看護補助員			
	務手当	(2) 静療院看護課又は指導相談課に所属する看護師等及	1月	20,700円	
		び看護補助員(前号に掲げる者を除く。)			
9	災害緊急	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害	1日	800円	
	援助等業	応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な			
	務手当	災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はそ			
		の周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のた			
		めの措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣さ			
		れ、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員			